

毎年御代官所より上る但雌竹雄竹と揃へ直なるを水引にて、御寢間御座之間、兩所拂之、夫よりゆひ合せ根松、藪かうじ、長のしを附る、御次は不殘御下男麻上下著之勤之、右相濟御目見御吸物御酒被下退出仕候、押付右之御下男頭御使にて、御年男へ被下物、白米壹俵、鹽いなだ三尾、薄縁胡座三枚、赤椀三ツ組、三具、山折敷三枚

右之通宿所へ被遣、此品を元日御年男夫婦家司壹人上下ニ而祝ふと云、

〔幕朝年中行事歌合〕中 三十三番 左 煤拂

ゆく年とともにつもれる塵なればはらひ捨てや春を待まし略○中

煤拂は、師走の十三日の朝年男の老臣のしめ長袴にて、おまし所の上段には、きを入らる、夫より殿のうちの塵をはらひ清むる也、けふは皆のし目半袴を著せり、

〔徳川禁令考〕三十一年始嘉節慶應三卯年三月廿三日

御祝儀事御廢止之件々

河内守殿御渡

大目付江中略○

御煤納略○中 右御祝儀御禮等御廢之事略○中

右之趣向々江可相觸候

三月

〔江戸鹿子〕二年中行事十二月十三日 す、はらい、ふるき札納め

〔増補江戸年中行事〕十二月十三日 す、納、武家町方ともに此日專す、はき也、

〔東都歲事記〕十二月十三日 煤拂、貴賤多くは此日を用ゆ、

〔小文庫〕煤掃之説 明ぼの、空より物のはたくときこゆるは、疊をた、く音なる可、けふは師走の十三日す、はきのことぶきなり、げにや雲井の儀式、九重の町の御法は嘉例ある事にて、唯